

# 職業紹介の流れ（特定技能・技能実習・留学等の海外人材は除く）

## 人材紹介に関する基本契約の締結

「人材紹介に関する基本契約書」

人材紹介をご希望される法人は、人材紹介を行う前に公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会（以下「当会」という）との間で「人材紹介に関する基本契約書」を締結して頂きます。

「人材紹介に関する基本契約書」は、当会が行う人材紹介を円滑に行うために基本的な内容や雇用条件確認書の提出、人材紹介手数料、個人情報に関する取扱い等を人材紹介先法人と当会の間で契約するものです。

神奈川県・横浜市の委託事業の一環として人材紹介を行っているものについては手数料無料でご紹介させて頂いております。



## 求人登録

「求人票」

当会フォーマットの求人票にご記載頂きご提出して頂きます。

求人票は、当会ホームページ

(<http://www.y-hukushi.jigyo.or.jp/html/download.php>)

よりダウンロードできます。



## 就労希望者の募集・面接・登録

就労希望者のエントリー登録等を行います。

就労希望者に希望条件、待遇、勤務地、職務経歴等また介護の仕事内容を理解しているかどうかのヒアリングを行います。

就労希望者に求人情報を提供し、仕事内容、労働条件等を確認してもらい就労の意向を確認します。

外国籍の方の場合は、上記以外に在留カード（在留資格）、パスポート等また日本語能力の確認を行います。



## 就労希望者へ求人情報の提供

就労希望者へ施設・事業所の求人情報を元に提供します。



## 就労希望者の求職情報の提供・選考・面接

求人票を提出していただいている事業所、施設側のニーズやまた就労希望者の希望と勘案し、候補者を選出します。事業所、施設側に求職情報をご提供し、面接の日程を調整させていただきます。



## マッチング（両者の意思確認・内定）

施設・事業所および就労希望者の希望をとりまとめ、両者の意思確認をし、マッチングを実施します。



※ 手数料が発生する場合は、下記手続きが発生します。

## 内定後、雇用条件の提示

「雇用条件確認書」

当社が紹介した就労希望者について採用を決定した場合、「雇用条件確認書」を提出して頂きます。（人材紹介に関する基本契約書 第5条）



## 人材紹介覚書の締結

「人材紹介に関する覚書」

当社が紹介した就労希望者について採用を決定した場合、その法人は、採用内定者が入社する前に必ず当社との間で「人材紹介に関する覚書」を締結して頂きます。（人材紹介に関する基本契約書 第4条）



## 入社・紹介手数料支払

当会が紹介をした就労希望者が入社後、その者に対して支払われる6箇月間の雇用に係る賃金額10%（税抜）の紹介手数料をお支払頂きます。（人材紹介に関する基本契約書 第4条、人材紹介に関する覚書）

※ご提出して頂いた「雇用条件確認書」より紹介手数料は算出させていただきます。

（注意）

紹介採用者が退職した場合は、「人材紹介に関する覚書」のとおりとさせていただきます。

またその際、退職連絡票をご提出して頂きます。

退職連絡票は、当会ホームページ

[（http://www.y-hukushi-jigyo.or.jp/html/download.php）](http://www.y-hukushi-jigyo.or.jp/html/download.php)

よりダウンロードできます。